

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 2
- 廃棄物焼却施設の更新／廃棄物発電施設の建設事業環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 4
- 北九州市環境影響評価条例による対象事業内容変更届出書の提出【環境局環境監視部環境監視課】 5

北九州市公告第425号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
セントシティ北九州
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
北九州都心開発株式会社
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号
代表取締役 古賀 渡
ほか22者
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
北九州都心開発株式会社
代表取締役 古賀 渡
ほか22者
 - イ 変更後
北九州都心開発株式会社
代表取締役 古賀 渡
ほか22者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社コレット井筒屋
代表取締役社長 田邊浩二
ほか35者

イ 変更後

株式会社コレット井筒屋

代表取締役社長 白石 亮

ほか36者

4 変更の年月日

平成29年6月1日

5 変更する理由

営業施策上の理由のため

6 届出年月日

平成29年6月8日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年6月15日から同年10月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年10月16日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第426号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定により平成29年北九州市公告第107号で縦覧に供した廃棄物焼却施設の更新／廃棄物発電施設の建設事業環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

新設焼却炉と既設焼却炉の相違点の表記について

本事業は、既設焼却炉の更新及び廃棄物発電施設の建設事業であり、既設焼却炉と新設焼却炉では排出ガスの処理方法やばい煙量が異なっている。施設更新に伴う相違点について、より詳細に評価書に記載すること。

北九州市公告第427号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第20条第1項の規定により対象事業内容変更届出書の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 事業者の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社
取締役社長 関根福一
東京都千代田区六番町6番地28
- 2 対象事業の名称
平尾台地区鉱物採取事業
- 3 変更事項
堆積場の拡張
- 4 変更内容
面積の拡大及び嵩^{かさ}上げ
- 5 変更年月日
平成29年4月1日
- 6 変更理由
堆積場容量が不足するため